

# 療養費検討専門委員会における議論の 整理に係る検討の方向とスケジュール案

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

# ①往療料の対象となる定期的・計画的に行う往療の明確化

対応

- 留意事項通知を、以下のとおり改正(9月30日付け)し、10月1日より施行済み

| 改正前                                                                             | 改正後                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。 | 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。 |

## ②同一建物の複数患者への往療の見直し

対応

- 留意事項通知を、以下のとおり改正（9月30日付け）し、10月1日より施行済み

| 改正前                                                     | 改正後                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者が施術を受けた場合の往療料は別々に支給できないこと。 | 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。 |

## ③ 支給基準の明確化のための事務連絡(Q&A)の発出

### 検討の方向

- ・ あはき療養費の取扱いや支給対象となる疾病、施術行為等について、統一的な運用とするために支給基準の更なる明確化を図るべきとの意見があることを踏まえ、厚生労働省に照会があった事例について、事務連絡(Q&A)を発出し、周知を図る。

### スケジュール案

- ・ 年内を目途に、第1弾のQ&Aを発出する。その後も随時実施する。

## ④支給申請書様式の統一

### 検討の方向

- ・ 留意事項通知を改正し、支給申請書様式の統一を図る。

### スケジュール案

- ・ 年度内           留意事項通知・様式の改正
- ・ 29年度～        施行

## ⑤ 支給申請書への施術の必要性の記載（1年以上かつ週4回）

### 検討の方向

- ・ 初療の日から1年以上経過している患者であって、週4回以上の頻回な施術を行っている患者について、支給申請書に頻回の施術の必要性を記載させる。

### スケジュール案

- ・ 年度内 留意事項通知・様式の改正
- ・ 29年度～ 施行

## ⑥支給申請書への患者の状態の記載(1年以上かつ週4回)

### 検討の方向

- 初療の日から1年以上経過している患者であって、週4回以上の頻回な施術を行っている患者について、支給申請書にその月の患者の状態の評価と評価日を記載させ、データを取れるようにする。
- その上で、傷病名と合わせてその結果を分析した上で、施術回数 の取扱いについて検討する。

### スケジュール案

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ▪ 年度内     | 留意事項通知・様式の改正         |
| ▪ 29年度    | 施行                   |
| ▪ ~29年度   | 調査の実施                |
| ▪ 29年度後半~ | 調査結果の分析、施術回数 の取扱いの検討 |

## ⑦受領委任制度の検討

### 検討の方向

- 受領委任制度の導入について、引き続き厚生労働省において関係者と調整を行いつつ、具体的な制度の導入に向けた在り方や課題について検討を行い、平成28年度中に明確な方向性を示す。
- 検討に当たっては、
  - 療養費の法的位置づけ
  - 柔道整復療養費における受領委任制度導入の経緯
  - 柔道整復療養費における受領委任制度の課題
  - あはき療養費に受領委任制度を導入することの課題などについて検討を行うこととしてはどうか。

### スケジュール案

- 年度内 受領委任制度の導入について、明確な方向性を示す。

## ⑧事業所等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする(制度設計を含めて検討)

### 検討の方向

- 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とする。
- その際、療養費払いの場合の取扱いや、受領委任制度導入との関係について合わせて検討する。

### スケジュール案

- 年度内      検討・結論

## ⑨頻度調査における患者の疾病分類方法の改善 及び患者の疾病と往療料との関連精査

### 検討の方向

- ・ 年に1回行っている頻度調査において、患者の疾病を分類する際に、「その他」として分類し、集計しているものについては、その内訳について、次回調査の際にデータが取れるようにする。
- ・ その上で、往療料との関連について精査する。

### スケジュール案

- ・ 28年10月抽出調査から、「その他」の内訳についてデータが取れるようにする。
- ・ 29年度後半～ 調査結果の分析、往療料との関連について精査

## ⑩1年以上かつ週4回以上の、傷病名と施術回数、患者の状態の関連の分析(⑥の再掲)

### 検討の方向

- 初療の日から1年以上経過している患者であって、週4回以上の頻回な施術を行っている患者について、支給申請書にその月の患者の状態の評価と評価日を記載させ、データを取れるようにする。
- その上で、傷病名と合わせてその結果を分析した上で、施術回数の取扱いについて検討する。

### スケジュール案

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| ▪ 年度内     | 留意事項通知・様式の改正        |
| ▪ 29年度    | 施行                  |
| ▪ ~29年度   | 調査の実施               |
| ▪ 29年度後半～ | 調査結果の分析、施術回数の取扱いの検討 |

## ⑪ あはき療養費と柔道整復療養費との併給の実態把握

### 検討の方向

- ・ あはき療養費と柔道整復療養費の併給の実態把握を行う。
- ・ 調査に当たっては、保険者の協力を得て行うこととし、調査方法や調査内容について検討、調整の上、調査を実施する。

### スケジュール案

- ・ ~29年度前半      調査の実施
- ・ 29年度後半~      調査結果の分析、必要に応じて対応の検討

## ⑫ 医師の再同意書の添付の義務化の検討

### 検討の方向

- ・ 現在3ヶ月ごとに必要な医師の再同意に関して、支給申請書への再同意書の添付を義務化することについては、当面、現行どおりの取扱いとし、引き続きの検討課題とする。

### スケジュール案

- ・ 次期以降の改定において検討課題とする。